

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 沖縄における国・県有地（調査団報告・処理方針）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43653">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43653</a>

國有地業調查團報告(第三次)

二冲縄沖在国有財産の問題点 (未完稿)

45. 12. 22

理財局 国庫三司課

1. 国有財産、旧沖縄在国有財産及沖縄政府国有財産の帰属

(1) 1972年沖縄の本土復帰の時点より、琉球政府の機能が国政機能と県政機能に分離する。

琉球政府は1969年6月現在の国政事務関係を「統合署」で統合され、国政事務関係の統合

の用に共通の琉球政府所有財産一覧の公表がある。

	数量	成員会議員	賃金内訳	備考
土地	296,593.29	2,040,441.05	2,046,441.05 日政 米政	地代 81,637,097円 1972年地 15,494,625円 不動産
建物	47,832.37	9,622,030.45	9,434,678.66 1970.9.5.30.2,42,256.49	1970年地 15,494,625円
工作物		2,137,149.20	1,440,832.93 505,671.59 150,644.68	
機械器具	308	1,764,512.39	1,510,371.91 225,510.53 28,629.95	
備品	3	20,040.00	20,040.00 0 0	
計	-	15,590,173.09	14,494,364.55 1,026,279.42 2,571,531.12	

琉球政府は復帰時點で「支那事務局」として扱われて、政府所有財産を国政代替、県政不能に応じ、これまでの帰属について特別な法を要すと考へられる。

- (注) 1. 日本政府、米政府から資金が支出される施設がある。これが琉球政府に交付する資金援助であり、この資金は割取率として算定して琉球政府の所有に属するものと解釈される。  
 2. 沖縄在国有財産(例として沖縄農業銀行に交付した資金等も含めて候)が持つべきもの。  
 3. 琉球政府の公費(例として琉球政府公務工事費の公費)等もこれに含む。

性格上公的帰属を兼ねねばならない。

- (2) 国政事務に付する施設の島本地代、旧沖縄県内地代 15,494,625円程度ある。

大

體

(1)

復帰時点において設立された沖縄県の性格については「通」の意見と異口同音を得たところである。即ち、一つに法律上は沖縄県廃止の立法は行われておらず、新沖縄県は当然化。戦前の沖縄県の(一時睡眠状態にある)法人格を引き継ぐものである。他方、沖縄の施政権分離は、日本国憲法の效力で沖縄県に及ばず、沖縄県の法人格は施政権分離の際に消滅したと見るべきであり、従つて新沖縄県は戦前の沖縄県とは別の法人格のものであるとする解釈である。

前者であるとすれば、旧沖縄県財産は元の沖縄県に残るが、國政下に必要な財産は新沖縄県にて管理されるべきである。現行のUSCARが國有地として管理している。これらの土地は少しきめ細かい業務に適合して使用途に供されている。

(3) NHK 所有地、電公社所有地、電気公社所有地について、現在USCARが國有地として管理している。これらの土地は少しきめ細かい業務に適合して使用途に供されている。

以上言ひながら、國の特別法人の所有地であり、小さい現状のまま各法人に帰属せしむ復帰後各法人が然多く管理処分すべき問題も考える。

〔注〕 NHK、電公社、電気公社所有地の利用現況

NHK 所有地　電波監視所、小学校及び民間貸付

電公社　電気公社、OHK 及び民間貸付

電気公社　施政保護所、同登記所、沖縄電力、十字病院、施政保護所、

防災施設、水道、道路等

(4) 国有財産の中でも事業会計である国有不動産特別会計所有地、郵政事業特別会計所有地、一般会計所有地の別があり、現在一般会計所有地をさらに各府庁行政員不足

分かれている。しかし、これらの土地も戦前の用途は保たれているものほとんどなく、例如沖縄復帰準備委員会の新工場が郵政特種会計所有地である。中央郵便局敷地など

一般会計所属の元地方裁判所の敷地である。この利用状況は複雑である。各

会計局の財産の交換、所管区分の再配置が必要である。

## 2. 米政府による公有財産の処分

(1) 旧連合軍司令部が公有財産のうち、八重山軍復帰送受信所跡地(9.985.06坪)は、

1947年八重山群島司令官の経済命令第4号「軍用地処分に関する件」に於ける所、  
又は買収価格と同額の価値で返却せられたもの(詳細はUSCAR(實物))。

1947年、1947年八重山群島司令官の経済命令第4号「軍用地処分に関する件」に於ける所、  
又は買収価格と同額の価値で返却せられたもの(詳細はUSCAR(實物))。

1947年、1947年八重山群島司令官の絏済命令第4号「軍用地処分に関する件」に於ける所、  
又は買収価格と同額の価値で返却せられたもの(詳細はUSCAR(實物))。

1947年、1947年八重山群島司令官の絏済命令第4号「軍用地処分に関する件」に於ける所、  
又は買収価格と同額の価値で返却せられたもの(詳細はUSCAR(實物))。

1947年、1947年八重山群島司令官の絏済命令第4号「軍用地処分に関する件」に於ける所、  
又は買収価格と同額の価値で返却せられたもの(詳細はUSCAR(實物))。

1947年、1947年八重山群島司令官の絏済命令第4号「軍用地処分に関する件」に於ける所、  
又は買収価格と同額の価値で返却せられたもの(詳細はUSCAR(實物))。

1947年、1947年八重山群島司令官の絏済命令第4号「軍用地処分に関する件」に於ける所、  
又は買収価格と同額の価値で返却せられたもの(詳細はUSCAR(實物))。

即ちP.280)とされていふ。本文の字義は一概にいつても通用の點をもつてゐる。

本項と平行する(19条(6))〔請求権の放棄〕の大規定と、本件処分は直結してゐるが、日本国

政府は「特許法」等の法律で定めたが、法解釈される。(以下、本件処分については専門家について法解釈を別途定めなければ要が、本件)

〔注〕 1. 経済命令第4号は、1947年10月22日経済命令第6号に付し土銀官房訓令の指示  
に附廃止された。

2. 上記財産と同じ石垣島旧陸軍財産西表防禦地 199坪も同経済命令に  
处分された疑いがあり、USCARは賃借中である。

(2) 実價監査公会の賃金は、公文ニテ法規ニテに付

この二法律の施行の際(昭和27年8月1日)に付した電気通信局会計の資産の価額  
から賃價の金額更に控除して残額は相当多く高められ、政府が全額賃貸下るものと見て  
おられる。

本件土地(旧電気通信局会計所屬資産)は、公社設立當時、この土地がすでに処分  
されてゐるのを知らず現物返還の形で電気通信局に賃貸されてゐる。

もし上記の(2)は米軍政府の処分が有効かとすれば、この資産(西表格23.982円)は電  
気賃金より減算する必要があることを考慮せらるゝが、この法賃金は電通信局会計の決算報

告に記載されており、その取扱い等につれて解釈を定める必要がある。

アガ、本件については當初USCARは賃用中であり、事実關係は石垣支那の工團体省行

に連絡する所である。

〔注〕 沖縄平島の電気公社所有地のうち鉄塔敷地30坪(1キロ)の所有権証明書の所  
土地の所有権証明書は該許可に付して置かれなければならない(通法第117条)  
有権の旨記載して置かれなくてはならぬが、所有権の取扱いのものと裏表してある

アガ、本件については當初USCARは賃用中であり、事実關係は石垣支那の工團体省行  
に連絡する所である。

### 3. 旧軍用地の処理

(1) 本件所定の旧軍用地については ① 昭和19年3月31日現在の国有財産台帳に記載されてゐる。② USCAR等の旧軍用地の管理についての手続を記載した内閣府令次のとおりである。

① 国有財産台帳に登載されているもの  
22,609坪

② 登載されていないもの  
3,195,061坪

#### 合計

3,227,690坪

(2) 旧軍用地については返還又は下付の陳情が寄せられている。

日本平野において、旧軍用財産は「旧主海軍省」(大蔵省)であるが、普通財産として管理されるべきであつた。旧軍用地は「農業道地」については直ちに開墾され、農

耕化が着手されると基本として昭和20年11月15日大蔵次官、農林次官通達「農耕に利用すべき元軍用地等の国有財産の處理実施に関する件」が公表され、前所有者に還元する。

是れより更に自作農創設特別措置法(昭和21年法律43号)により30万戸が推進された。

他方、公共事業、公益事業の用に供せられる旧軍用財産については「旧軍用財産の貸付

及ぶ譲渡の特例並びに附則(昭和23年法律74号)によれば「貸貸付、減免貸付、渡附等の特例並びに附則」、二種類の特例並びに後「国有財産特例措置法」(昭和27)

年法219号)による普通財産全件に該当され今日に至っている。

現在、旧軍用財産の特例並びに多義化といふの特徴の二点がある。旧軍用財産台帳に

他の財産と区別して価格を低廉にしており、附置料金等も高い。

1. 旧軍用地の譲渡(昭和25年法律22号)契約が成立

2. 旧軍用財産の売却代金又は交換差金を一括り支拂うことの困難である。

(5)

13. 但保を微少し、利潤一と併せ10年以内の返済期日とする。(通常5年)

□ 年算決算及会計令臨時特別(昭和21年4月558号)第5条

若者名所の賃料当分の間、いわば陽げな場合には隨意契約にて可とする。

三 旧陸軍省、海軍省及び軍需省に属する戸籍簿の用廃止に對する普通財産の取扱子の、普通財産の連合軍又は連駐軍からの返還又は取扱子の承認の並びに財産税法及く算定手続特別、指置法ハナリ又は其の不適用差で、平成西格ハ二百五円を越えてはその元本を返却せしむ。(通常30万円)

四～七 (略)

(3) 旧軍用地の返還問題は元々極めて激烈であり、現在、ニセコ土地比の半導半導問題であるが日本政府としては早急に旧軍用地の管理区分の方針を定めが必要である。

八 旧軍用地

(1) 旧軍用地(特に宮古島、諺谷、喜牛井)は國家公地更正法に則り了食制(収用並水田)並用並水田(新規)を

ものとする。

〔注〕 1. 日本国立銀行公債償還法の収用牛込元(二十六年3年制)又は用並水田(新規)並

て、宮古島については請負たる、登記係・国税免課のうえ、その旨を

琉球政府より表に楷書し、諺谷、喜牛井はこれを以て不使用する旨を

記載の所。

2. 同上表に於ける場合(二十六年3年制)の収用並水田不

用二階シタル場合は於て収用シタル日付より十年内に於てトクルトキハ算出(定ムシテヨリ旧軍用地へ優先シテ又は買受ケルコトヲ得)。三十日以内

のうちに

政府之決定ハヒトキ、買收(西格ハムカ)代金(西格ハムカ)並見付

せしむる所。

(四) 日軍用地の買収代金(行方不明)の領取(三國領)は審査交付部(便局)会計課

〔注〕 1、郵便貯金レーベは昭和44年12月25日払い戻しを開始した。

对馬是賀金として、手替賀金(肉桂) 33,423 千円を交付し、又

國債二千六百億圓、大藏省開源節流令の整理に關する法律(昭和24年1月22日)

法律第121号)の附則第3項(二)、沖縄に居住する者に付与する特

當今中國，清滅滿洲之後，列強又來干涉，所以說是「內憂外患」。

成多支及短毛等之毛，共長約二寸。

行場下1958年民政部の手引「賠償地主に返還せしむ  
土地諮詢委員会(米側委員4名、疏政側委員4名で不構成)」が同

新設の飛行場用地を用ひ、主に遠近の飛行場を宣傳する。

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

旧西系銀行場用地についは、昭和32年米民政部から日本政府に  
貸し同地が日本國有財産である。どうかいつの關係書類についは

民衆の行動の如きは、日本政府に

「軍馬等中軍の西京飛行場の敷地は既に民有地を更に反しにせざる

以下説明されたい。軍事的要塞地とて、民有地の一時占領二ヶの處  
を主として、その説明を述べる。

答曰：此皆是也。但所居處處有地，則無生氣。

U.S.C.A.R. (聯合國軍) 在此會中。

二集、将来用途廢止後、旧所有者以下、多旨當官。御來  
古鳥言元合)。

等と理由で旧地主に交付し恩償(おんじよう)金(低原一千石)が支拂はれてる事希望される。この場合、日本政府は必ず現正耕作の者にてて下さる。未だ西行船は

日本西行船にて300石、一帆、日本国有財産公会にて3千石、日本本土の軍用地との点

シスから相当困難な問題である。

口、日軍用地を旧所有者に下げるとしても現在民間に貸貸している土地の問題は角次可なり。日滑走道路の交差していざる軍用地内の土地は下げてもらいたいと思

れ。これがハラスメント考慮の必要がある。

八、日所用地と現耕作者の墨跡の場合は租地契約、地代を除いて耕作料約

年の支給額30、手續金乍浦償的預りを以て充てること。

#### 4. 旧社寺用地の処理

(1) 国有財産の方旧神社用地であつて見込めるもの概算の3.0千石である。

社  
寺  
國  
積  
(千)

1. 渋久工官  
新潟市若狭町  
西新町 2  
4,072

2. 三重城跡  
八重山郡竹富町字西高成屋 6  
7,167

(2) 日本本土にて「社寺等に黒償(くろまか)付(け)てある国有財産の処分」(昭和22年5月3号)にて

1. 地主土地、地租改正、寄附又は寄附金による見返入(みかみり)にて国有財産をめぐらむので、社

寺等に黒償(くろまか)付(け)てあるものうち、他の社寺等の宗教活動を行つたに必要であるもの

ものと看定する。

2. 上記以外の国有財産につき、他の社寺等の宗教活動を行つたに必要であると

西の半額(ひんがく)に隨意(じい)契約(けいやく)して社寺等に支拂(しはづ)ひをさせ

せしめること。

「波之上宮(神武天皇陵)の陪葬小石工場跡、3ヶ所敷地、4,072坪(国所有地としているものも含む)」  
現所長、2,904坪を神社用地として原木山宮に貸し出し、残り2,168坪(同上)は公有地保有又は

皆此の民同に貸し出されている。この敷地はどの一つが帝國に割り國有地かは不明であるが、平ヒビのハラスからいれど國有地の意(眞言寺の寺別立ニ法)が必要であると考えられる。(結婚式場等が建設中であり、その範囲については不適切を要する。)  
(3) 三重城跡跡、八重山の神社用地については、今後元の苦手細目に従つて調査を行つたる必要がある。

#### 5. 墓地の所有权

(1) USCARの管理による国有地のうち、公用財産、公用用財産としての以外のものとして埋立地があるが、USCARのリストでは新開地、埋立地として表示される。(アドバ  
現実には埋立地であるが、旧名前川の河川のチキビ管理としているものもある。) 二つの埋  
立地は、例え津河川(佐属地)の工事の掩埋地とされた事で自然に埋立地と見ら  
れることで、米政府に割り当てられた土地である。

(2) 前者(アドバ)那霸市田原元寺町2,335.15坪、旭町3,039.49坪の埋立地である。

沖縄の決戦終了、1945年米国海軍軍政庁布告第1号(4月2日)、米軍の財産取扱行(天王  
元の必要の生じた場合)現行法規の施行により予約地となつてある。従つて、

沖縄に於ける公有水面埋立(即ち琉球政府)の埋立の免  
許を受けて在庫がある場合、現行法規の施行により予約地となつてある。 (公有地  
の見定マリ) 国有財産となるべきものと考えられる。

■ 墓地の公有水面埋立(即ち琉球政府)の免  
許を受けて在庫がある場合、現行法規の施行により予約地となつてある。 (公有地  
の見定マリ) 国有財産となるべきものと考えられる。

(注) 1. 墓地は元は琉球民法(本土民法と同一の規定)が適用され、現在は

3. 地圖は「國庫」といへべきもので、同種類の適用するに復帰の時点にて、  
たゞて「日本」の民法の規定が適用して國庫に歸屬するものとす。

2. 地主地のうち、1951年所有权證明書施行の時点において是地化した  
土地については日本政府所有の所有权證明書が発行されてゐるが、1951  
年以後に是地化された土地につけても證明書はない。

(3) 那霸飛行場の通堂町に米軍が那霸飛場を設置して際に生じた土地の理立  
れ方であるが、この工地上約29,000坪並びに19,600坪はUSCARの

Reverted Areas of Japanese Government (Land reclaimed by U.S. Government)

として管理されており、残り約9,800坪については無管理のまま約半分は不法占領地(テナント)、民家等につてゐる。USCARは、この土地を一處日本政府の所有地として管

理してゐるが、米政府は琉球政府の立法に拘束されないことを許さぬので、  
法律的上は前記土地のうちに基づて無主地と取扱ひ断定せざり。米軍は軍用地

の一部をハシビ飛行場のうちが米軍の理立地を相当数保有してゐるが、そのうちの  
つて、軍用地内の理立地を国有地とみなすべき、米政府の費用で理立てたものから(東

通町)

算的上は二つの土地は公園等地とされてゐるが、米政府はこれを「公地」(ペーパー地)と  
行政上に所有権割りと主張不可能性があり、軍用地内の理立地を含めて解説を終

めることとする。

〔注〕復帰時点以後、軍用地は地主品定の適用を受けないが、軍用

地内の理立地は米政府所有地と認定され、地主品定第4条第2項の規定  
によれば、這是實際に日本政府所有地と認定されるべきでは研究を要する。

## 6. 軍事關係の解釋

(1) 上記の諸問題は、軍事關係の解釋が必要な所多か、全般的に國有財產の審査

關係について今後次のよう調査が必要である。

1. 国有財産 契約不満足のための確認書
- (1) 沖縄諸島(一方で) 1951年 1月 1日 有不満足證明書の有無。
- 折衝交渉證明書のないものについては 国原財産の所持する不満足證明書の有無。
- 不満足證明書の有無を確認するための方法(手続)は次の如き。
- ① 国有地、旧農用地の利用実況
- (1) 国有地、旧農用地の一筆毎に「貸付先」を当先及ぶ他の所有者の確認書(道路敷地等)を提出せしむる。3箇能不満足復査(?)。
- (2) 諸料料の水準の確認書
- 諸料料について USCARIC 諸料料要求申込書の fiscal nature であるとして要するにたゞしきもせず、状況であるが現行の諸料料は1962年一定められ以来更に改されておりて、当時底向慣行の半分位であつたので現在(平成3年)の水準(?)
- このことと並び、諸料料は別途ある。諸料料について料率を改訂するにいたり土價、開発の問題など多々問題があるが、諸料料を改訂するにいたり土價などに問題があるに想われる。
- 諸料料の問題など多々問題があるが、諸料料を改訂するにいたり土價などに問題があるに想われる。
- (3) 米国企業、米人企業に対する貸付契約の詳解(特に(1)今回(?))
- 確認証明書。USCARIC 諸料料要求申込書の(?)是れ中である。
- (4) 現在 所有権關係の確認書(契約書)必要と考へられるものとして(例)不動産登記簿。
1. 受業園(ラバ農園所)裏地 国有財産台帳上 32.556 幢と面積 USCARIC  
国有地 61.536 幢と面積 USCARIC 30.709.289.80 幢と面積国有林野の土地。
- 不満足證明書の提出方法、その確認書。

- ◎
- ① 朝鮮國(3) 濟善町)敷地。 国有財産管理の登記簿にて、USCARの  
国庫地 22.9.30. 年度で管理してある。 USCAR(眞公司)戦前平野地の國庫地の作成  
してある。  
八、那霸市字豊川赤畠原 165番の埋立地 2021.7月 USCARの国庫地にて管理して  
いるが、同地につき沖縄興業銀行(1966年保有誓約を行つており、沖縄興業銀行  
行のUSCARの管理解除の陳情を行つて、30. 年代につきUSCARの保有登記  
の係りにての成判所の判決、USCARの保有登記の陳情を認めた。
- 同様の事案が旧農試試験場跡(日本農業試験場)に於けるものと同様である。  
二、(1)電通特別会計竹富島 勝連水底構造物 25.69 平ヘッテは USCAR の全般  
管理にて。 勝連村の登記簿に日本不動産のそれを保管し、現在の登記簿にて  
も記載がある。  
等のもの。  
(3) USCARの管理地、3国(国有財産及び日農有財産)について、復帰時点において大蔵  
省ローテストを受ける個人名義の NHK、東芝、東京証券取引所特別会計である國  
有林野特別会計、郵政事業特別会計に於ける財産を引き継ぐこととなる。 現  
在 USCAR は日本政府の窓口を大蔵省にしているため、各機関は組織的に所属する  
財産についての調査を各自で行つておるが、ある日農からの調査を各機関に引き受け  
ニヒカバヤシである。  
(注) 国有林野は琉球政府の管理について、下記が独自の調査を行つてゐる。  
7. Phase II の問題点  
(1) 復帰準備の Phase II の段階において、国庫地の管理を琉球政府へ移管する際  
予定されており、大蔵省においては国庫地の現状を変更しない条件にて琉球政府

9  
1

（説明） 1. 民間に廃止中の土地上に新築物等の充実。相当地方でこれを許す場合に於て

○ 乙、整理事業が行なわれてから、事業の遂行に伴い地主との意見を表明せられた。

八、沖縄にとって土地問題は深刻であり、琉球政府は國農有地の管理权をもつた  
場合二点、琉球政府の多くは二点、管理處令、第一表記等(別文)、旧量用規(別文)

(2) 五流主政の政府は日本政府の発言權、通常、米民政事の施策に participate する。

アドバイス、advice は方針や勧めの意味で、国際貿易では advice が  
一般的と見えてるが、通常の advice は流れてる言葉では単なる考

しかし、國是有財産につき、他の行政的施策（黒字）（手の字）財産取の行使に  
よる事、或は政府に付する拘束力を有するものに行つて。

本邦の行政機能の運営に於ては、日本政府の監督に基づく行政管理が実行便である。

（後略）Phase II に際しては「国有地及以日界有地の管理を統一政策下に移管」<sup>33)</sup>とあるが、この政策は「新規開拓地で甚多」<sup>34)</sup>とある。同様に「農業生産を管理してやればよろしく」<sup>35)</sup>とある。

旨を踏まえ、戻り金などを考慮いただきご勘察。

總理等につれ包括的助言し、一定限度以上の首脳行為については日本政府の助言を  
行ふ。又これを Phuse 並初に於て助言事項という。アダムスは 1820 年。

[注] 本段文字引自《Allocation of Resources in Provincial Government》一文。

國庫有地に當する大蔵省調査局

郵便

在中

外務省

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

電話 東京 (580) 3311番

郵便番号 100

北米第一課長用

(注) 3月25日-31日  
大蔵省国庫有地調査團  
報告書

原稿用  
参考用  
資料用

経済命令第4号

1947. 4. 15.

### 軍用地の処分について(仮取)

1. この命令における軍用地とは、先島群島内において過去20年間に日本軍の群島の住民から買収し、現在日本軍の財産として登記されている土地をいう。

2. 当該土地の前所有者は、地方裁判所に買収前ににおける完全な所有権についての十分な証拠を提出し、かつ土地代として支払を受けた金額と同額のものを返済することにより、その土地の所有権を再取

得することができる。またその際、土地代1,500坪以下が所有していないこと、現金及び財産が

50,000円以下で割り困窮していることを証明しなくてはならない。

3. 土地代として支払わざれども、うち強制的徴金を

大蔵省

され、以後受け取つていいものについては再購入に際し、信用力が与えられる。これらの資金は銀

行及び郵便局において特別勘定にて凍結される。  
从属の日から一年以内に支払をなし、この信用を清

算しなければならない。これらの資金は銀行において分離勘定にて記録される。銀行の一般的

回転資金として貸付けられてもよい。やむを得ない理由により一年以内に支払が不可能なときは、一年の

終りにおける未清算と償うため、借入保証として同一抵当権を設定し、銀行に借入を申し込むことが

出来る。

5. 前所有者が死亡しているときは、その直接法友相続人か代理人にて土地を受け取ることが出来る。

6. 前所有者が返還されなかつて軍用地は、上級軍政

府機関の承認の下に臨時政府により貸付され又は売却されること、乃方。

大蔵省



Economic Plan

Disposition of Military Land

Proposed

1. Military land included in this order is any land

Sekishimai Grants which a branch of the Japanese armed

forces acquired from residents of the Grants during the

past twenty years and now registered as property

of a branch of the Japanese armed forces.

2. A former owner of any such land may regain

possession of it by presenting the local court with

sufficient proof of prior and exclusive ownership and

repayment of same amount of money received by him

for same, he must also establish need by showing

that he possesses less than 1500 acres of land and less

than 50,000 yen in cash and property.

3. Any portion of payment for land which was placed

in compulsory savings and not since received will be

credited toward repurchase. These funds will be frozen

in a bank account in bank or post office.

4 Balance to be paid within one year from date of

receipt. These funds will be recorded in a separate account by bank but may be treated as general

surviving bank money. If for urgent reasons a person is unable to repay the balance within a year, he may

apply to the bank for a loan sufficient to cover the unpaid balance at the end of one year giving

a first mortgage as loan security.

5 If former owner is deceased his direct legal heirs may receive land as property.

6 Any military land not returned to original owners will be rented out by the Provisional Government or sold with approval of the senior military

Government Officer.

無期限  
の部

神經所在。固有端二三者。

假元年

現在各報皆會（以下國有財產台帳並）に登載され、各國有地と U.S.A.R. の管理の國有地との行地照合結果の開示要旨次の如くである。

|                     | 日本側 リスト     | USCAR リスト   | 題名          |
|---------------------|-------------|-------------|-------------|
| 合計(1) 一般会計          | 150,425     | 149,396     | △ 3,039     |
| (2) 郡政事務特別会計        | 4,753       | 4,752       | △ 1         |
| 上(3) 國有林野事業特別会計     | 114,315,075 | 110,491,533 | △ 3,823,542 |
| 下(4) 旧内務・大蔵及公陸海軍省   | 30,978      | 31,442      | △ 644       |
| 上(5) 日本郵便公社(旧郵便局)   | 1,226       | 1,226       | 0           |
| 外(6) 日本電信電話公社(旧郵便局) | 47,686      | 27,971      | △ 19,715    |
| 計                   | 114,550,143 | 110,904,320 | △ 3,642,003 |
| 旧軍械取扱(火薬・火器・火薬庫)    | -           | 3761,488    | 3761,488    |
| 各省貿易                | -           | 114,268     | 114,268     |
| 公共機関(道路・河川等)        | -           | 471,693     | 471,693     |
| 埋立地                 | -           | 45,864      | 45,864      |
| 宅地用・火薬・原糸等          | -           | 156,479     | 156,479     |
| N.H.K.放送            | -           | 2,271       | 2,271       |
| 計                   | -           | 4,552,063   | 4,552,063   |
| 合計                  | 114,550,143 | 115,256,383 | 706,240     |

(注) USCARの表文字=18、USCARの原有地とし管理地の合計、所持枚数  
書正規にて算入されて、日本に國有地とみらるる地圖の原有地とし集

(32-2) 国有林業行政のUSCARの管理UVと面積は3,823ヘクタールである。

大藏書

で早急に調査を要す。」他の 2965 千坪は台帳面積の所有権証明面積  
が異つて、土地 3,000 壮ヘは「不税地」、「模様地」、「農耕者地」等と  
申してある。

## 2 国有地の態様と所有権の確証

### (1) 国有財産台帳に登載される国有地

1. 国有財産台帳に登載される国有地の大部分は、  
（1）沖縄群島 1951 年布告第 8 号「土地所有权」に属する市町村

の発行した土地所有権証明書

（2）宮古島・八重山・那覇島 単式の登記簿に記載されてゐる。

### 取締記

（2）「所有権は石垣島」としており、又 USCARIC-FI 管理されてゐる。

（3）沖縄群島の単式の登記簿に記載され、市町村に土地所

有权委員会を設け、单式前の登记録、土地所有者の登記簿等を差し付けて所有権

証明書を出している。1952 の作業は早急に行われたが、当時現

在技術者未熟なところ等の問題があり、1951 年は土地調査法を立法し手始めに土地籍調査を行つて、3 年間かけてある。これが国有財産台帳の面

積と所有権証明書の面積が不合つて、これは現在ハニカム土地調査

進展を待つ以外方法はないところである。

（2）所有権証明書は所有権登記されて、後に USCARIC-FI 管理されて  
いる土地は次のようにである。

|                               |             |
|-------------------------------|-------------|
| （1）沖縄本島 旧通信省 薩摩水底線陸揚室         | 25,687坪     |
| （2）" " 邦彌御便局貿易送信所新幹塔敷 20,000坪 | 463,752坪    |
| （3）石垣島 八重山郵便局受信所一部            | 18,524,000坪 |

新規  
第三章 国有三課長 榆崎辰

- (一) 上記の土地のうち  
1) はつづいて30日以内に地主と不法で取り現地調査を要す。
- 2) はつづいてUSCAR職員が現地を確認して、30日以内に所有権を証明の段階へ  
1) はつづいて30日で早急に所有権の届出書類を要す。
- 3) はつづいて電気公社所有地であるので、電気公社にて調査を行ふ連絡下す。
- 4) はつづいて1947年八重山衆島司令官の経済命令第4号「軍用地処分」  
① 許諾告白書成形の手数を経てから(平和条件)19条(a)(許諾書  
权の放棄)の規定上、日本國政府には許諾書及び公印にて捺印され  
灰角印のみが、併し外装直見解せ(勘定)必要が要す。
- ② 本件土地は電気公社設立の際の現物支度に含められ、全て  
公社出資金をビルトにて取扱ひ、  
1) ついて早急に報告書を提出せ必要が要す。
- (二) 旧軍用地
1. USCARの管理にて、3旧軍用地(国有財産台帳登載命令附)は別表の  
とおりである。本件につづいて軍用地地主連合会の「軍用地」に開示復帰  
付箇事項として二列記せり。
- 「國家統治費支拂い強制的」は買上價額の半額の半額土地代買取代  
金の一部を支拂い後、買取代金の全部を強制的に国債又は郵便  
貯金に充てられ、其の事実上の支拂いを受けて、有等、二級、元戸代  
有者の損失はナシ(されば、ナシ)である。従つて接収当時の目的達成後  
「元戸代者」は優先的に「ナシ」である約束がなされた通り、又國家  
統治費支拂い義務が早急に元戸代者又は他の権利承継人に対する負担

の回復地帯を除くもの、20Fの措置を告げておいた。貯蓄を立てる。

軍用地地主連合会は、旧軍用地の元所有者全額を代表する団体である。又元立法院。

① 軍用地代常差工強制的に買収されなければならない。国家総動員法にさき收用法は附屬して考へられること。

② 航空兵團が昭和19年頃の買収作業強制的に国債又は郵便貯金にせらべたるが、それ以前に第一次現金で支払われた。

③ 航空兵團の軍用地の償還があるか、無償返還の小冊子

等問題に対する場合に付属する本件にて、その内訳を記す。

の内訳を記すが、早急に定めなければならぬ。

以下、旧軍用地は那覇飛行場用地、宮古飛行場用地、石垣飛行

場用地のうちには必ず国有地として保有する必要のある土地、島牛島内

諸谷のうちには軍用地内にあり国有地として保有しない土地をいい。

土地の取り扱い、また買収年度が異なっており、買収代金を一部戻していよいよ立派な者(若手紳士)となり、元所有者と耕作者が異なってい

るところ地の事情は複雑のうである。

(注) USCARは別途運営された西表飛行場用地及び八重小呂洋公司。

今後経済命運が如何なるかは未だ未だ土地につけて別表参照。

(3) 各省財産

各省財産は大部が年報で財産状況が記載され、または算得率次の分明

税務署差押処置を含めれども、USCARの管理による土地については  
所有権正附文等の有無登記の所為。

(4) 公共物

道路、河川、公有水面、沼池等公共物の登記簿上は無管轄地である。所有  
权證明等の所有登記は行なわらず、公図にて表示されており、かつUSCARに  
於て管理されている。

(5) 宅地、田畠等

国有地、農地等に分類されていゝものにて、所有權證明は国有地と見ていい。然  
るに、國有地に登載される國有地以外の由來の不分明地を除く(登記簿  
の記載原由が不明か、八重山にて取得年次、所管者等が記載されてゐる)。

地目は宅地、田畠、保安林、魚塀、雜種地等と見ていい。これらの中の土地  
は、國有地と見分けたる國等との交換調査する必要がある、遠隔地が多いた  
め、USCAR又は統政を通じて調查を行なつてゐる。

(6) USCARが國有地にて管理している種の土地のうち、次の土地は  
ついて、第三者に交付する所有權證明が行なわれ、USCARの調査した  
る=3718USCARの譲り受け管理のためのものである。

1. 甲平原町1449番地 336坪

0. " 2265 " 19,602

" " 2266 " 12,560

(6) 墓立地

1. 自然埋立地

: 那覇市内崇元寺町、旭町三崎川附屬地の埋立地(即ち、二段式土砂場

等)の自然埋立地の宅地16,702.69坪ある。USCARで

1951年法第239条、第2項「原主、不動産、國庫、所有二類又」の規定に依り  
國庫地の取扱いは別途に定め、これを國有地と管理される。一概に二

地域内土地(4,373.40坪)は、証明書が付与され、復讐に際し無立物と  
認めたる事で国有地として取扱えども、税金を支拂ひねば。

(注) たゞ、USCARの管理下の土地のうち那覇市宇摩川東、畠原165.

2021坪の埋立地については沖縄興業銀行の申立てによれ、1966年地  
主裁判所の判決にて土地所有権を日本政府から沖縄興業銀行

に登記変更する措置がなされてゐるが、この土地の権属につけては  
検討を要す(USCARは、國又は其の管理人であるUSCARの専門

裁判所の判決によって一方的であると言えども)。

D. U.S. GOVERNMENT は、埋立地の土地

那覇軍港のすぐ北側の奥武山球場の周辺一帯の土地約2万9千坪は、那覇  
軍港建設の際に約1万坪の土地を填削しての填削上に埋立地化した土

地である。この土地のうち1万9千坪はUSCARが日本政府所有の土地として  
管理している。残る約1万坪はついで無管理の状態で半分以上不適切

状況である。

また、この地軍用地内に米軍は埋立地として使用する計画である。

これらの土地はUSCARにてDE(地主立候)の管理にてる。

牧港 4-62 ナンバー 82.00坪 100,368.00坪

那覇港 51.69坪 63,244.09坪

MOTOBU QUARRY 13.01坪 15,924.24坪

モーティグー 6.56坪 8,029.44坪

Caltex Black Oil Terminal 3.29坪 4,002.48坪

計 156.51坪 191,569.24坪

二八三、公営土地の所有権の帰属について、該指旨に意見懇談会で取扱。

### 3. 国有地の利用現況

(1) 国有地の利用状況については、USCARと米国政府、韓國政府、日本政府  
は、大体的割合(無償)及く民間に対する貸付の大要は別表3の通り

判明して。

#### 国有地の

(2) 民間に貸付料は年約12万ドルである。30年半ばは1962年に全面的に  
更定されて以後料率更定はされていない。日本の水準は民間に  
比し相当低く(半分以下)ようである。USCARは20政策に際し、次の点に  
特筆すべきは無償又は減額貸付(年約1万ドル)の取扱は日本。

国有財産の取扱は若干異り、復帰時に際し貸付料をどうするか決定  
して貰ふ必要がある。

#### 4. 福祉団体 減額貸付(減額貸付一定基準は75%)

5. 市町村道、公園等 (坪/月 0.00085 ドル)

6. 生活保護受給者 無償貸付(市町村長の許可はなし)

(3) 民間に貸付げられるものの中から外人企業等貸付がられてる国有地が  
1447508.785坪(水面を含まず)ある。このうち問題となるのはスニーカー村。

スニーカー村行けりて、34543.42坪(309地所有地 2034.36坪、余計  
6,579.98坪)である。

スニーカー村セミヨンは米国カリガル=3=本社をもつ不動産会社で  
1965年現在總住宅2千戸から本件那覇市不松山町の住宅の他莫星村、小笠

那覇市宜野湾市の住宅を競争入札して購入し、これをUSCAR収買、單属  
等に貸付している。

22-2: 2-10-2-12-2の實行に付いて、USCARの實行面積が大き  
いこと、市の中心地域に於ける都市計画上公園等の施設の整備が進むこと、降

税率の簡素化及び運転場の施設費用地として希望していること、昨年USCAR  
の契約更改に際し實行期間を20年としたことが新聞に取り上げられ非難さ

れています(契約上は復帰の日は契約が失効するとしている)等から  
疏水改修及ぶ那覇市にて国によるこの契約を解消する所を希望して

いる。

(注1) 2-2-2-10-2-12山地区の敷地13,286.08坪である。

その内訳は次のとおりである。

|     |          |
|-----|----------|
| 國有地 | 4,543.42 |
| 果有地 | 2,034.36 |
| 市有地 | 399.36   |
| 民有地 | 4,877.66 |
| 自有地 | 1,431.28 |

また、那覇市は昨年6月契約の更新を拒否したこと、2-2-2-12  
地代を倍以上にし、市内建物の買取請求額を3,021万円

と規定したこと。

(注2) 2-2-2-12の20年の契約を結んでいたところBOAの跡地

BOAは2-2-2-12の面積も大きく、近隣に複数の問題もござる。

那覇市特別な問題はないが、現在BOA敷地の一部は  
国有地(旧国道敷 205坪)であるが、私人も更地整理の国有地

と認定である。

「旧社寺等用地」処理

(1) 現在沖縄において社寺等用途に供されてる国有地。内訳は次の

七つである。

1. allocation としているもの(無償)

波の上宿(1220.28坪 那覇市)

口 Peace としているもの(有償)

三重城跡(691.67坪 那覇市)

護國寺(93.33坪 那覇市)

那覇中央教会(119.61坪 那覇市)

琉球カトリック教会(114.98坪 那覇市 屋外地)

(2) 日本へ土地のバランスを考えて、社寺等は無償で貸し付けられる「国有財産」処分の開拓法律(昭和22年法律第53号)による趣旨の特別

法として扱われる場合、以前から国有地の無償貸付を受けていた波の上宿が対象となる(他は、沖縄戸籍登録簿記載の如き)。

特約(?)

(3) 無償貸手の名の時酒・牛糞・竹壳・木板等の資材は、波の上宿に割当

して貰う。土地が国有地となると無償で返却(受け取らねばならぬ)が、この点については、今回の開拓では結構納得得な形かと思ふ。

琉球政府を通じて、波の上宿の監司から波の上宿の由来と感服(かくふく)し、これにて、「戦前の資料はすべて焼失しておらず、宣和6年(1629年)

に堂宇が改築され、慶永18年に尚豐王が再建したと伝えられており、明治23年から官幣小社である。この事で南少神社本廟の神社明

### 細帳と開支簿との関係

### 5 國庫府地の交換

琉球政府は復帰時点において國政機能と県政機能が分離

本 琉球政府の財産も先出し從へ國上昇以降は小島にて、  
3万ha 琉球政府の試算では國政機能は累計施設以降國庫地1ha  
(琉球大學 2006.7.9.27年迄)

2004.9.8.27年、渠成権能と保土施設による國庫地は39.924haであり、  
これが相互に交換する必要としている。

### 6 Phase II の問題点

(1) 復帰準備のPhase II の段階(7月頃)で國庫府地の管理が琉球

政府へ移管されるに至る予定とされている。これが次の問題である。

1. 國庫地は勿論、國庫地について事務管理という形で管理され

2. 国かしているのであるから、琉球政府の國庫府地の管理は

日本國政府の指示を右の所同様に基づいて行動すべきである

3. USCAR 及び琉政がどうなぞるか。

4. USCAR は後管へ移すも國庫府地管理の最終的行員

5. 仕訳、USCAR はどのようにあるか。基本的な仕訳 (account file)

は琉球政府へ过渡せねばならぬ、て「もの」実際の事務処理

6. 不便をきたすものではないか。

7. 民間への貸付料は特別勘定を設けて琉球政府の管理

8. その他、何らかの収支差額をどうするか。

9. USCAR の財産管理系統の取扱い 22歳である 2005.17.12

10. (複数後地と多賃地復帰時点まで USCAR が残す) は日本

國政府又ハ琉球政府ハ再統一を希望して云ふ。  
日本府政府ヒテハ、46年度予算ハ勞動賃金3倍分の經費

が計上されてゐるので、此種急急として、後半後の  
事務費用減へするため琉球政府ハ10年程度の取扱之採用

を必要とする。

#### 7. その他

(1) 地、復帰時点にて検討すべき問題として次のよう有る。

(1) 国府財庫の合帳作成の方法（合帳価格モハ如何等）

(2) 國府遺産等所在市町村交付金及公耕付金に附する法律、ヒトシ

交付金モハ（41年度予算にて予算要求するものと云ふ）  
併せてヒトシ合帳価格付合していか。

口法律モハ2条オ1項で

「國又付地方公共團體は、当年度、当該年度の初日以後の

年、前年の3月31日現在において所持する國庫遺産ヒトシ

ツル交付金モ交付ナリ」とてある。

(3) 「國府提供施設等所在市町村助成交付金レ開拓法」、ヒトシ

ノ理ヒテ、毎年度予算で定める金額の範圍内ヒトシ

改めて定めヒトシナリ。並該國庫遺産の価格当該市町村の

財政の状況等を考慮して、國府提供施設等所在市町村

助成交付金モ交付ナル。ヒトシテ、これが47年度から  
其のまゝ沖縄ヒテ適用ヒテ可れば、助成交付金配分のためハ

合帳価格モ算定乞思の如き財政助成（助成交付金モ成

卷之三

(4) 1971年1月31日現在の支拂い。簡計料未収額。

卷之三

## 別表1

## 「日軍電波測定所」(1)

當性：詳

| 地名           | 旧軍用地名   | 所名地   | 面        | 積        | 取得                          | 備考            |
|--------------|---------|-------|----------|----------|-----------------------------|---------------|
| 沖繩<br>群島     | 那霸飛行場   | 那霸市川原 | 449.206  | 393.452  | 昭和17年1月<br>昭和17年1月<br>（軍用地） | 現（海軍空港）       |
|              | 嘉手納飛行場  | 嘉手納村  | 145.347  | 146.550  | 昭和17年1月<br>昭和17年1月          | （軍用地）         |
|              | 統合飛行場   | 統合村   | 655.284  | 655.284  | 昭和17年1月                     | （軍用地）         |
|              | 河江島飛行場  | 河江村   | 298.167  | 298.407  | 昭19. 3                      | （軍用地）         |
|              | 南大東飛行場  | 南大東村  | 80.195   | —        | 不<br>明                      | （軍用地）         |
| 琉球諸島等及<br>其島 | 子那摩町    | —     | 18.012   | 18.224   | 昭17. 6<br>昭和17. 2.          | 現（小笠原<br>諸島等） |
|              | 松川村     | 那霸市   | 266.9    | —        | 不<br>明                      | 現（軍用地）        |
|              | 海軍支合    | 波敷村   | 432.0    | 432.0    | 昭18. 12                     | 現（軍用地）        |
|              | 陸軍砲兵陣地  | 今那城村  | 10.206   | 10.206   | 昭17. 3                      | 現（軍用地）        |
|              | 陸軍航空部隊  | 勝連村   | 30.965   | 28.341   | 昭16. 4                      | 現（軍用地）        |
| 鹿児島縣         | 陸軍高射砲陣地 | 知念村   | 40.44    | 43.72    | 昭17. 9                      | 現（軍用地）        |
|              | 小計      |       | 1698.155 | 1472.306 |                             |               |

日 月 貨 物 庫 (2)

單位：噸

| 地點  | 收發地點   | 所 在 地  | 面        | 積        | 尺       | 件      | 箱 | 袋 |
|-----|--------|--------|----------|----------|---------|--------|---|---|
|     |        |        | USCAR 號碼 | 總重量      | 尺寸      | 月      | 日 | 年 |
| 新竹  | 海軍飛行場  | 新竹市    | 510957   | 512.238  | 5512.10 | 現空付110 |   |   |
|     | 海軍空舍   |        | 8129     |          |         |        |   |   |
|     | 海軍飛行場  | 下吧門    | 155225   | 152.182  | 4819.5  | 現長河發   |   |   |
|     | 野參     | 上野村    | 244055   | 143.170  |         |        |   |   |
|     | 計      |        | 1018.526 | 1012.020 |         |        |   |   |
| 石垣島 | 平洋飛行場  | 石垣市真栄里 | 236.846  | 236.018  | 4819.3  | 現石垣飛行場 |   |   |
|     | 白洋     | 石垣市白洋  | 205.587  | 202.721  |         |        |   |   |
|     | 平島丸    | 石垣市真栄里 | 89.479   | 89.479   | 48.8    |        |   |   |
|     | 鹿渦西港船台 | 竹富町西米  | 51.935   | 104.355  | 4816.10 | 現 施    |   |   |
|     | 計      |        | 1043.747 | 1042.568 |         |        |   |   |
|     |        |        | 3361.425 | 3531.964 |         |        |   |   |

四  
一  
四  
二

1947年經濟命令之處分：行政院

處分財產、殘存地價、財產分派比數表

| 外 分 財 產 |         |     | 殘值(USCAR管理) |        |         | 國 有 助 產 台 帳      |          |                    |
|---------|---------|-----|-------------|--------|---------|------------------|----------|--------------------|
| 施設名     | 面 積     | 件數  | 施設名         | 面 積    | 件數      | 面 積              | 件數       | 面 積                |
| 平得酒門油   | 77.053  | 153 | 壳牌酒門油       | 79.012 | 22      | 302              | 232339   | (1)日華<br>百忙 台聯赤金城) |
| 台灣莊酒    | 29.760  | 27  | 21.792.20   | 233    | 205.57  | (                | "        | )                  |
| 三井送信局   | 8.771   | 26  | 2021.60     | 1      | 875     | (日通傳音<br>八重山郵便局) | 9652.52  |                    |
| 新嘉坡銀行   | 22.57   | 16  | 2465.80     | -      | -       | "                | 10327.52 |                    |
| 計       | 125.337 | 190 | 115.297.60  | 616    | 227.266 | -                | 19985.56 |                    |

(註) 1. 外多數之水全無。① Fused deposit ② Current deposit ③ Cork

100

12

- 1 -

1

1

1

1

10

1

10

81

卷之二

10

处令戒心 (USC4R<sub>警</sub>) 12 USC4R 12-13 捷足先登的合群：猶如

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷五

卷之三

概要  
昭和19年春度日本連邦特別行政委員會基地工事費

航行場所地は國有財產として米民政部が管理し、一時米軍が專用地として

156,908haの土地を要件で返還された。

USCARは、本件土地を買有地であるとして審議したが、昭和31年4月16日、前記の土地所有者が本件土地の所有権の主張に対し土地所有权証不明書を発行

か處大河原化事務所の如きが主として昭和31年日本政府に對し、本件土地の所有者と同様の権利を有する者として該明瞭料の提供方を要請したこと。

飛行場設立申請に同意の上、新日本電氣公司全額の供應を締合し、當時の「新日本導溝

：技术行之有效者，而要得于得之，莫如地主。莫如以地主

大藏省

はなく、良有地を一時借入せらるゝであつた。明治廿四年の当月日付

(3) 菅原政宗は、上記の文書の後事務から、本件土地の代理人である土地元請の北村重作へ照会  
32年2月23日 ハーク支那支那登録監査官支那元の文書で、本件土地の所有者を問うて  
を調査したところ本件土地は、何らの競争入札の既往であることはあるが、上記の旨を通知し  
望し2月24日に各地主に対する、菅原政宗疏底監査官よりの答覆から、三条件に解  
除する旨を通知し、本件土地の返還手続を行なはせられたる事。

(1) 本件土地の返還に付ける高島の日暮用地の因脚而起立の日暮用地交換問題の前例として取扱ひの上、従つて日本用地を無償で返還せへる比を陳述してあるが、前例のうちに日暮が愛媛山城にて所々に居高地を備え、而て御行場を建設したとの記載があるから、所持の主張が如何にして山西日暮用地の處理につれての前例と併合するかの比較である。

以上は、同山脈建設多年の間、年々行なつて、(一部地盤は、地盤全部を覆うる)、  
高麗に於ける、(この地盤は、同山脈が、その大部分を構成する)、十分な調査を行つた結果

卷之三

夏生堂 → 大藏書文庫  
2. 125

大英書

卷之三

## 別表 3

## 沖縄所在旧国庫財産(土地)利用現況統括表

単位：坪

| 所在<br>(諸島別) | 所 有<br>区分 | 總數量         | 割 当<br>ALLOCATION | 貸 貸 借 LEASE |           |            | 元 地        | 現 地 |
|-------------|-----------|-------------|-------------------|-------------|-----------|------------|------------|-----|
|             |           |             |                   | 契約件数        | 數 量       | 年賃資料       |            |     |
| 沖縄          | 國 有       | 38,571.463  | 28,713.157        | 883         | 19,023    | 31,154.72  | 7779.321   |     |
|             | 旧県有       | 5,986.748   | 3,960.933         | 396         | 1,239.956 | 58,281.00  | 4,861.708  |     |
|             | 計         | 44,558.201  | 32,674.091        | 3,279       | 20,290    | 35,435.72  | 14,640.935 |     |
| 宮古          | 國 有       | 1,064.253   | 160.621           | 176         | 830.660   | 2,563.80   | 73.264     |     |
|             | 旧県有       | 85.820      | 12.612            | 5           | 147       | 132.72     | 9.110      |     |
|             | 計         | 1,150.073   | 173.234           | 176         | 830.615   | 2,694.52   | 82.374     |     |
| 八重山         | 國 有       | 23,968.628  | 818.718           | 326         | 971.341   | 1,026.00   | 22,179.569 |     |
|             | 旧県有       | 2,938.4     | 7.570             | 0           | 0         | 0          | 3,314      |     |
|             | 計         | 26,907.102  | 826.288           | 326         | 971.341   | 1,026.00   | 22,172.883 |     |
| 合計          | 國 有       | 113,576.384 | 29,692.496        | 2,971       | 1,581.832 | 34,774.52  | 82,023.054 |     |
|             | 旧県有       | 6,082.002   | 4,079.766         | 2,401       | 129.103   | 84,401.72  | 4,873.322  |     |
|             | 計         | 119,658.386 | 33,772.263        | 5,372       | 2,009.936 | 119,176.24 | 86,896.187 |     |

(備考) 起算置日、1969.3.31 沖縄の「管理財産目録」、東京、1970.10.1 (内閣政務委員会) 及び、1970.12.31 (沖縄國) 沖縄の「割り札」。  
償還猶付について、沖縄は1971.1.1 沖縄の宮古は1969.3.31 沖縄の、八重山は1971.1.31 沖縄の「債務人名簿」による。

(注) 1. 敷置については、専ら以下を前提とため、内訳と計はからずとも一致しない。

2. 1-9,176.24ドルを約4.29%3月である。

2 The period of lease specified in the preceding paragraph may be renewed, in which case it shall not exceed the periods of time specified in the same paragraph counting from the date of renewal.

(Lease free of charge)

Article 22. Common property may be leased to local public bodies, Flood prevention associations and Land Improvement District (hereinafter to be referred to as public bodies) free of charge in the undermentioned cases:

1. When the property is to be used by public bodies for verdant area, park, pond, crematorium, graveyard, rubbish-disposition place or butchery;
2. When the property is to be used by public bodies for the accommodation of the destitute who need relief;
- 2 Lease of national property free of charge provided for in the preceding paragraph shall not be allowed in case the management by public bodies of the facilities concerned aims at making profit or accompanies profit.
- 3 When, after common property has been leased free of charge in accordance with the provision of paragraph 1, the Chief of Ministry or Board considers its administration by the public bodies to be inadequate, or when its management comes to fall under the provisions of the preceding paragraph, the Chief of Ministry or Board shall cancel the contract without delay.

(Cancellation of contract for lease)

Article 24. When during the period of lease of common property, it becomes desirable for the National Government or public bodies to employ the same for public or official use, or for the use of National Government enterprise, or non-profit undertaking, the Chief of Ministry or Board who has jurisdiction over the property may cancel the contract.

2 When the contract has been cancelled in accordance with the provision of the preceding paragraph, the lease may request compensation for the damages caused thereby to the Chief of Ministry or Board who has jurisdiction over the property.

Article 25. When request for compensation has been made in accordance with the provision of paragraph 2 of the preceding Article, the Chief of Ministry or Board who has jurisdiction over the property concerned may submit the request to the Board of Audit for examination.

2 When the Chief of Ministry or Board has been notified by the Board of Audit of the findings of the examination provided for in the preceding paragraph, he must take due measures based on the decision notified.

(Application mutatis mutandis)

Article 26. The provisions of the preceding five Articles shall be applied mutatis mutandis to cases where common property is used or proceeds obtained from it in forms other than lease.



○米國海軍政府布告第七号  
改正 一九四九年六月二八日 米國軍政府特別布告第二十  
二号

財産ノ管理  
理官ニ委任ス、  
(イ) 指揮ノ遺棄財產  
(ロ) 証子ノ開右財產  
(ハ) 國際公法ノ下ニ賃貸無クシテ略取シタル經テノ私有財產  
(イ) 緊急ノ賃貸無クシテ略取シタル經テノ私有財產  
(ロ) 財產管理官ニ委任サシタル財產ノ權利、所有權及權益ヲ有スル責  
任者ノ者ハ本布告第二条ニ依リテ財產管理官ニ任サレタル財產ノ存  
在若シクハ位置ニ開スル知識ヲ有スル場合、其ノ財產ノ位置ヲ明記  
シタル説明書ヲ以テ直チニ同管理官ニ報告ス可シ。

第三条 財產管理官ニ委任サシタル財產ノ權利、所有權及權益ヲ有スル責  
任者ハ本布告第二条ニ依リテ財產管理官ニ任サレタル財產ノ存  
在若シクハ位置ニ開スル知識ヲ有スル場合、其ノ財產ノ位置ヲ明記  
シタル説明書ヲ以テ直チニ同管理官ニ報告ス可シ。  
第四条 財產管理官ニ委任サシタル財產ノ權利、所有權及權益ヲ有スル責  
任者ハ本布告第二条ニ依リテ財產管理官ニ任サレタル財產ノ存  
在若シクハ位置ニ開スル知識ヲ有スル場合、其ノ財產ノ位置ヲ明記  
シタル説明書ヲ以テ直チニ同管理官ニ報告ス可シ。  
第五条 財產管理官ニ委任サシタル財產ノ權利、所有權及權益ヲ有スル責  
任者ハ本布告第二条ニ依リテ財產管理官ニ任サレタル財產ノ存  
在若シクハ位置ニ開スル知識ヲ有スル場合、其ノ財產ノ位置ヲ明記  
シタル説明書ヲ以テ直チニ同管理官ニ報告ス可シ。  
第六条 命令發布ノ権能  
財產管理官ハ本布告ニ依リテ要求サレタル場合ハ之ヲ同管理官ニ引  
渡ス可シ。  
第七条 権能ノ委託  
財產管理官ハ其権能一部又ハ全部ヲ該島指揮官ノ幕僚民事課士官  
ニ委託スル事ヲ得。斯ル士官ノ行動ハ財產管理官ト見做サル可シ。  
第八条 削除(米軍告三)  
第九条 取引ヲ無効ニスル権能  
財產管理官ハ本布告或ハ如何ナル者又ハ敵國政府ニ譲セラレタル又  
ハ譲セラル可キ如何ナル責任、罰金及刑罰ヲ無効、回避又ハ廢棄  
ノ為ニサレタリト信スル財產ニ開シ如何ナル場合ニ為サレタル取  
得可キ代價ノ回収ニ開スル規定ヲ作成スル事ヲ得。

第三項 本布告ニ所居スル財產ノ保管、所有及支配権ヲ有スル總テ  
ノ者ハ財產管理官ニ依リテ要求サレタル場合ハ之ヲ同管理官ニ引  
渡ス可シ。  
第五条 権能ノ委託  
財產管理官ハ其権能一部又ハ全部ヲ該島指揮官ノ幕僚民事課士官  
ニ委託スル事ヲ得。斯ル士官ノ行動ハ財產管理官ト見做サル可シ。  
第六条 命令發布ノ権能  
財產管理官ハ本布告ニ依リテ要求サレタル場合ハ之ヲ同管理官ニ引  
渡ス可シ。  
第七条 権能ノ委託  
財產管理官ハ其権能一部又ハ全部ヲ該島指揮官ノ幕僚民事課士官  
ニ委託スル事ヲ得。斯ル士官ノ行動ハ財產管理官ト見做サル可シ。  
第八条 削除(米軍告三)  
第九条 取引ヲ無効ニスル権能  
財產管理官ハ本布告或ハ如何ナル者又ハ敵國政府ニ譲セラレタル又  
ハ譲セラル可キ如何ナル責任、罰金及刑罰ヲ無効、回避又ハ廢棄  
ノ為ニサレタリト信スル財產ニ開シ如何ナル場合ニ為サレタル取  
得可キ代價ノ回収ニ開スル規定ヲ作成スル事ヲ得。

第十条 有効期日  
本布告ハ占領地域内ニ於ケル各島又ハ其ノ一部ニ於テ發布サシタル  
日ヨリ有効トス。  
一九四五年 月 日

第三条 発効日

米國太平洋艦隊及太平洋區域司令官兼

南西諸島及其近海軍政府總長

合衆國陸軍少將

米國海軍元帥

ミツ

附 則(米軍告三)

軍政長官

W・W・イーグルズ

第二項 如何ナル者ニ本布告ニ所居スル財產ノ權利、所有權及權益  
ヲ有シ又ハ保管、支配及執行権ヲ有スル者ハ財產管理官ノ認承無  
クシテ斯ル財產ノ詳細、使用及收入ニ對シ有形のニ影響スル如何  
ナル行動ヲ取ル事又ハ取ラル事態ハザル可シ。  
斯ル者ハ斯ル財產ヲ維持シハ其シニ必要ナル手段ヲ講シ、斯ル  
財產ノ記録ヲ保持シ、財產管理ノ要求ニ応ジテ其ノ財產ノ運  
用、管理及執行ニ開スル定期ノ報告書ヲ提出ス可シ。  
第一項 本布告ニ所居スル財產の權利、所有權及權益ヲ有スル後テ  
ノ者ハ其ノ財產ノ引渡命令ニ接スル後斯ル權利、所有權及權益ノ  
所持を繼續シ、本布告ニ所居スル財產ノ保管、支配及執行ノ權利  
ヲ有スル總テノ者ハ其ノ財產ノ保管、支配及執行ノ權利ノ行使ヲ  
繼續ス可シ。

● 在美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令

昭和二十八年十二月二十四日

政令第二百六号

同 三一年一月四日 改正

同 三一年一月四日

吉宗（昭和二十八年法律第二百六十七号）第十条の規定に基き、この政令を制定する。

（この政令の趣旨）

第一條 この政令は在美群島の復帰に伴い、左に掲げる法律の適用についての必要な暫定措置等を定めるものとする。

第一輯 憲法 皇室 第二章 法例 共通法

〔在美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令〕

（たばこ専売法関係）

第二条 在美群島の復帰に伴うたばこ専売法等に関する政令（以下「法」という）の施行の日において現に在美群島に植え付けられているたばこの耕作、その収穫及びその収穫により得られた葉たばこの取扱並びに法の施行の日の日において現に在美群島でたばこを耕作している者（以下「現地耕作者」という）が法の施行前に収穫した葉たばこの取扱に対しては、適用しない。

2 たばこ専売法第六十六条の規定は、法の施行の際現に在美群島

にある葉たばこ及び法の施行の日以後に現地耕作者が収穫した葉たばこの在美群島における所有、所持、譲渡又は譲受について

は、法の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

3 日本専売公社（以下「公社」という）は、法の施行の日から起算して六月を経過した後に前項の葉たばこを所有している若に指示して、その葉たばこを処分させ、又はその葉たばこが取扱に適するものと認めたときは、適正な価格でこれを取扱することができる。

4 たばこ専売法第二十七条の規定は、第一項の葉たばこを原料として自己の消費に充てるため在美群島において製造たばこを製造する場合については、法の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

5 法の施行の際現に在美群島において営業として製造たばこを製造している者（以下「現地たばこ製造業者」という）は、左に

掲げる事項を、法の施行の日から起算して一月以内に、公社に届け出なければならない。

一 製造場の位置

二 その新設する製造たばこの製造用器具及び製造たばこ及び製造たばこ用卷紙の種類及び数量

三 最近三年間の製造たばこの製造数量及び販売数量

4 公社は、前項の規定により届け出られた製造たばこの製造機械、製造たばこ及び製造たばこ用卷紙の処分について、当該現地たばこ製造業者に指示することができる。

5 前項の指示によつて損失を受けた現地たばこ製造業者がある場合は、公社は、その損失を補償する。

6 公社は、現地たばこ製造業者の請求により、その者に対し、その當該期間に応じ、法の施行の日前一年間における当該製造業者の製造たばこ売渡代金の平均月額の十一月分以内の額の二割に相当する金額を交付するものとする。但し、その平均月額は、法の施行の日前二年以内に営業を開始した者については、その営業開始以後の期間の平均月額による。

7 第三項の補償金額及び前項の交付金額の算定の方針は、公社が大臣の承認を受けて定める。

第四条 法の施行の際現に在美群島において製造たばこの販売をとしている者（以下「現地たばこ製造業者」という）は、法の施

行の日から起算して六月間を以り、たばこ専売法第三十一条第一項の規定により公社の指定を受けた製造たばこの小売人となる。

現地たばこ販売業者は、法の施行の日から起算して六月間は、たばこ専売法第三十七条第一項及び第六十六条第一項の規定にかかるわらず、法の施行の日に現に所有している製造たばこ及び他の現地たばこ販売業者又は前条第二項の指示に基き現地たばこ製造業者から譲り受けた製造たばこを販売することができる。

3 現地たばこ販売業者の販売する製造たばこで公会の売り渡さないものについては、たばこ専売法第三十四条第一項及び第三項、第三十八条、第四十条から第四十二条の二まで並びに第四十五条の規定を適用せず、当該製造たばこの現地たばこ販売業者からの譲受及びその譲り受けた当該製造たばこの専賣業者における所有又は所持については、同法第六十六条の規定を適用しない。

(専賣業者関係)

第五条 奄美群島には、法の施行の日から起算して一年間、専賣業者、法第四条、第二十条、第二十三条第二項及び第五項、第四十二条並びに第四十三条の規定を適用しない。

第六条 公社は、奄美群島において専賣又はにぎりを製造している者が法の施行の日から起算して一年を経過した日に所有する専賣又はにぎりを、専賣法第五条第二項の価格で、収納することができる。この場合は、同法第十四条第二項から第四項まで及び第五条の規定を適用する。

第七条 法の施行の際現に奄美群島において専賣の販売を業としている者（以下「現地販売業者」という）は、法の施行の日から起算して一年間を限り、専賣法第二十四条第一項の規定により公

第一編 聖法 皇室 第二章 法例 共通法（奄美群島の復帰に伴うたばこ専賣法等の適用の暫定措置等に関する政令）

第十一条 昭和二十一年一月二十八日において効力を有していた國家公務員の共済組合に関する法令（以下この条において「旧法令」という）に基いて組織されていた共済組合（以下この条において「旧組合」という）の組合員たる職員として同日において在職していた者で、引き続き琉球政府（元南西諸島官公署職員等の身分）恩給等の特別措置に関する法律第二条第三号の琉球政府をいう。以下この条において同じ。の職員となつた者のうち、旧法令並びに國家公務員共済組合法（以下「共済組合法」という）及びこれに基づく命令が北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）に適用されたときは、これらの法令の規定中退職（共済組合法第十二条第三号に掲げる事由を含む）後疾疫又は死亡を給付事由とする給付（以下この条において「長期給付」という）に関する部分の適用を受ける職員とされるべき者であつて、且つ、昭和二十一年一月二十九日から法の施行の日前日までに奄美群島において当該給付の給付事由が発生したもの及び法の施行の際に奄美群島において勤務しているものについては、琉球政府の職員として勤務した間、相当の旧組合又は共済組合法に基づいて組織された国家公務員の共済組合（以下「共済組合」という）の組合員たる職員として勤務した者とみなして、共済組合法の規定中長期給付に適用する部分を適用する。但し、左の各号に掲げる組合員が支給する長期給付について増加する費用は、当該共済組合の組合員（共済組合法第九十四条第一項各号に掲げる者を除く）のうち、國家公務員である者及び当該各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれぞれ受けれる俸給の總額の割合に応じて当該共済組合の通常規則で定める割合に従い、国庫及び当該團体が負担するものとする。

一 共済組合法第八十六条第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合（共済組合法第六十九条第一項に掲げる費用を負担する地方公共団体）

二 日本専売公社法第五十一条第二項に規定する共済組合 日本専賣公社

三 日本国鉄道法第五十七条第二項に規定する共済組合 日本國有鉄道

2 前項の場合において、同項の規定に該当する者につき法の施行

社の指定を受けた専賣の小売人とみなす。

2 現地販売業者については、法の施行の日から起算して一年間、専賣法第三十四条の規定を適用しない。

（しょう、脳原油法関係）

第八条 しょう、脳原油法第二章及び第十八条の規定は、奄美群島には、法の施行の日から起算して六月間は適用しない。

第九条 公社は、奄美群島においてしょう、脳を製造している者が法の施行の日から起算して六月を経過した日に所有する粗製しょう、脳又はしょう、脳原油を、しょう、脳専賣法第五条第二項の価格で収納することができる。この場合においては、同法第十二条の規定を適用する。

（國家公務員等退職手当暫定措置法関係）

第十条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置等に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）第二条第三号に規定する琉球諸島民政府職員で同法第五条の規定の適用を受けない者が奄美群島の復帰に伴う琉球政府の職員の引継の暫定措置等に関する政令（昭和二十八年政令第四百一号）の施行の際、同令第一条の規定により、又は同令第二項及び同令第四条第一項の規定により、國家公務員等退職手当暫定措置法第二条第二項に規定する職員となつたときは、その琉球諸島民政府職員としての引き続いた在職期間中その者が同令に規定する職員として在職したるものとみなし、同法を適用する。

（印二九五）「六八・一四四七」

四六ノ三四ノ一

〔報〕〇七七





第四編 地方制度 第一章の二 地方自治 地方自治法

五五ノ四

は、借地法（大正十年法律第四十九号）及び借家法（大正十年法律第五十号）の規定は、これを適用しない。

5 第三項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

本条...昭和二八年六月法九九号

（普通財産の管理及び処分）

第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私益を設定することができる。

2 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に國地方公共団体その他公共團体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

3 前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失についてその補償を求めることができる。

4 普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しないければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれまでの用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、當該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

5 第二項及び第三項の規定は貸付け以外の方法により普通財産を使用する場合に、前項の規定は普通財産を売り払い、又は譲与する場合にこれを準用する。

6 前項に定めるものほか普通財産の売払いに關し必要な事項及び普通財産の交換に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

本条...昭和二八年六月法九九号

（旧慣による公有財産の使用）

第二百三十八条の六 旧慣の慣行により市町村の住民中特に公有財産を借用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするとときは、市町村の議会の議決を経なければならぬ。

2 前項の公有財産をあらたに借用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

本条...昭和二八年六月法九九号

（行政財産を借用する権利に関する処分についての不服申立て）

第二百三十八条の七 第二百三十八条の四「行政財産の管理及び処分」の規定により普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については自治大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の委員会がした行政財産を借用する権利に関する処分に不服がある者は、当

〔法規八七二〕